

処 分 基 準

令和3年2月26日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第49条第1項
処 分 の 概 要 : 警備業務に係る営業の停止命令
原権者 (委任先) : 石川県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の量定等に関する規程」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 電話076-225-0110 内線3043
備 考 :